

前回審査会における質疑に対する事業者回答

【総括的事項】

番号	質問・意見概要	事業者の回答
1	<p>現時点の風力発電機の配置においては、どのような取付道路（位置や延長、幅など）を想定しているか確認したい。</p> <p>また、取付道路の配置等を検討するにあたっては、どのような環境配慮をする方針か併せて確認したい。</p> <p>（環境立県推進課）</p>	<p>取付道路の位置は、次頁に図示します。</p> <p>現道から風車ヤードまでの取付道路を、以下①～⑤の手順で検討することで、結果的に現況を改変する範囲の最小化を図ります。</p> <p>① 風力発電設備の運搬車等が走行可能な勾配（$\leq 10\%$程度／使用する車両による）が確保できるか？</p> <p>② 風力発電設備の運搬車等が走行可能な幅員（$\geq 4\text{m}\sim 6\text{m}$／使用する車両による）が確保できるか？</p> <p>③ 改良工事により、上記①②を満たす利用可能な現道が存在するか？</p> <p>④ 上記③がない場合、上記①②を満たす新設ルートがあるか？</p> <p>※ 用地使用の可能性、特段の障害（地形、地質、人工構造物等々）の有無等を含む。</p> <p>⑤ 上記④の新設ルートが複数考えられる場合、延長が短い、土工量が少ないあるいは施工が困難でないルートは？</p>
2	<p>沈砂地や流量などをはじめ、各種質疑において「詳細が分かっていない」と回答を保留されるものがある。「詳細が分かっていない」というのはおそらくそのとおりだと思うが、規模感がイメージできず、事業者の想定と委員の想定にずれが生じている可能性もある。はっきりした回答でなくてよいので、既存の事業事例などから規模等のイメージを共有できるような説明をいただけるともう少し議論がしやすいように思う。</p>	<p>沈砂池は、原則 工事施工中や造成法面等の緑化がなされていない期間に、工事施工範囲から降雨により運ばれる土砂を下流域に流出させないために設置するものです。降雨によって運ばれる土砂量は、工事施工範囲面積に対する「単位面積当たりの容量」に基づいて算出されますが、『鳥取県林地開発許可等に係る技術基準等運用規程』等には記載されていません。他行政の事例を参考にすると、「施工期間中の年間の流出土砂量は、造成する面積 1ha 当たり概ね 200～300 m³を基準とする。」とあります。（「浜松市林地開発許可審査基準」）</p> <p>例として、ひとつの風車ヤード造成面積（道路含む）が 3,000 m²、堆積土砂の搬出処分を 1 年間に 1 回行う場合には、60～120 m³の容量を持つ沈砂池となります。なお、造成面積の流域が分割される場合は、沈砂池も分割して設置することになります。</p>

【水環境】

番号	質問・意見概要	事業者の回答
3	<p>前回審査会では風車の基礎を打つ地点 1 つ 1 つでボーリング調査を行うとの見解を示された。</p> <p>環境影響評価とは別の調査としてボーリング調査をされると示されたように思うが、環境影響評価において、このボーリング調査の結果は地下水や地質等の予測評価にフィードバックできる部分があるのではないかと。ボーリング調査の実施計画や調査結果の解析においてはこのような観点にも留意し、可能な限り環境影響評価の予測・評価に反映されたい。</p> <p>（環境立県推進課）</p>	<p>一般的に風力発電事業においては、比較的高額な費用を要する各風車基礎位置での地質調査（物理試験、力学試験等を含むボーリング調査：風車基礎構造設計のための調査）は、環境影響評価の結果に基づいて事業の実施が可能と判断されたのちに行いますが、それに先立ち概略の総事業費の把握等のために、代表地点（現況で調査機器の搬入が可能な地点や山道沿い等）でのボーリング調査と弾性波探査を組合せるなどの地質調査（地層構成の調査）を行うこともあります。</p> <p>後者の調査をおこなう時期、内容（箇所数、場所、調査方法等々）にもよりますが、可能な限り環境影響評価の予測・評価に反映します。</p>

